



中小企業の設備投資を活発化させるために

■不条理な内部留保課税を実施しようとした狙い

昨年「企業が溜め込み過ぎる内部留保を課税する」とある政党が公約に掲げたことに対し、産業界から大反発を受けたことは記憶に新しい。さらにメディアによる解説も内部留保の意味をはき違えているのではと誤解されるような記事が多かった。

内部留保とは、貸借対照表にある純資産の部の利益剰余金のことです。中小企業の場合、原則、過去の当期純利益の累積となります。

当期純利益には、既に法人税が課せられており、当期純利益が蓄積された内部留保にもう一度課税するのは不条理であるというのが反発の理由であった。

一方、積み上がっている内部留保を課税しようとした狙いは、賃金アップや生産性を高めるための設備投資を促進し、経済を活性化させようという思惑があったのであろう。

■あまり認知されていない現状の税制優遇措置

設備投資を実施した中小企業に対する税制優遇措置は、図表に示すように数種類あり、例えば地

方税では、新たに取得した機械装置等（ソフトウェア除く）に対する固定資産税が3年間半額、かつ新たに取得した機械装置等に対する国税（法人税）の即時償却あるいは税額控除10%を選択できる「経営力向上計画」を始め、同様に30%特別償却または税額控除7%が選択できる「商業・サービス業活性化税制」や「中小企業投資促進税制」等の制度がある。

また政府は成長戦略を検討する「未来投資会議」（議長：安倍首相）において、設備投資を行った中小企業に対する固定資産税の更なる優遇措置拡充も検討している。

しかし現在ある税制優遇措置は、あまり利用されていない、あるいは認知されていないケースが多いのではないだろうか。

政府は、設備投資を実施した中小企業が手厚い税制優遇措置を活用できることを周知させる対策も必要であろう。（橋本公秀）

中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間1/2に軽減 〔生産性が年平均 1%以上向上〕		【固定資産税の特例】 3年間1/2に軽減 〔生産性が年平均 1%以上向上〕	
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） 〔生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資〕			
		【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用	

□を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

※ソフトウェアは無形固定資産に該当するため、固定資産税の申告対象とはなりません

出所：中小企業庁HP「平成30年度税制改正（中小企業・小規模事業者関係）の概要」（平成29年12月25日）